

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	省略				市長	省略			
	三田市健康福祉審議会	市の健康福祉施策に関する事項についての調査審議	50人以内	2年	三田市健康福祉審議会	(1) 市の健康福祉施策全般に関する事項についての調査審議 (2) 三田市地域福祉審議会、三田市障害福祉審議会、三田市高齢者・介護審議会及び三田市健康審議会の調査審議に属さない健康福祉施策に関する事項についての調査審議	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで	
					三田市地域福祉審議会	市の地域福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年	
					三田市障害福祉審議会	市の障害福祉施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年	
					三田市高齢者・介護審議会	(1) 市の高齢者・介護施策に関する事項についての調査審議 (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき設置する地域包括支援センターの運営に関する事項についての調査審議 (3) 介護保険法に基づき実施する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関する事項についての調査審議	15人以内	2年	
				三田市健康審議会	市の健康施策に関する事項についての調査審議	15人以内	2年		
	三田市障害者差別紛争	障害を理由とする差別に関する事項についての調査審議	5人以内	2年	三田市障害者差別紛争	障害を理由とする差別に関する事項についての調査審議	5人以内	2年	

調整委員会			
三田市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
三田市心身障害児等保育指導委員会	心身障害児等に係る保育所の入所判定及び観察指導に関する事項についての調査審議	12人以内	1年
三田市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき設置する三田市地域包括支援センターの運営に関する事項についての調査審議	12人以内	2年
三田市地域密着型サービス運営委員会	介護保険法に基づき実施する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関する事項についての調査審議	12人以内	2年
三田市介護保険施設等事業者選考委員会	三田市介護保険事業計画に基づき市が公募する介護保険施設に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選考に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
省略			
省略			

以下省略

調整委員会			
三田市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所判定に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
三田市心身障害児等保育指導委員会	心身障害児等に係る保育所の入所判定及び観察指導に関する事項についての調査審議	12人以内	1年
三田市介護保険施設等事業者選考委員会	三田市介護保険事業計画に基づき市が公募する介護保険施設に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選考に関する事項についての調査審議	7人以内	2年
省略			
省略			

以下省略